

芸術文化振興賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市芸術文化の振興を図ることを目的として、全国大会等の出場者に対し、予算の範囲内において賞賜金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 交付の対象となる者は、本市に住所若しくは通学先を有する個人又は本市に所在する団体(学校を含む。)で、予選又は選考を経て、出場資格を得た高校生以下のものとする。ただし、他の市町村から同種の賞賜金が交付される場合は交付の対象としない。

(交付の対象大会)

第3条 交付の対象となる大会(以下「対象大会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、親善交流大会や特定の団体を対象とした大会は除く。

(1) 国若しくは地方公共団体等が主催する大会又は国が後援する大会

(2) 10カ国以上の国(日本国を含む。)による予選又は選考を経て行われる国外を開催地とする大会(以下「国際大会」という。)

(賞賜金の種別、額及び適用)

第4条 賞賜金は、出場賞賜金及び優勝賞賜金とし、その額及び適用は、次の表によるものとする。

出場賞賜金		出場賞賜金(国際大会)		優勝賞賜金	
個人	10,000円	個人	50,000円	個人	10,000円
団体1人につき	10,000円	1団体につき	90,000円	団体	50,000円
(1団体80,000円以内)					

(交付申請等)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興賞賜金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、次の各号に掲げる賞賜金の区分に応じ当該各号に定める日までに市長へ申請するものとする。ただし、予選と本選が連日して開催される等これによりがたい特別の理由があると認められるものについては、この限りでない。

(1) 出場賞賜金 対象大会の開催日から起算して10日前まで

(2) 優勝賞賜金 対象大会の開催が終了した日から起算して10日後まで

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、賞賜金を交付すべきものと認めるときは、賞賜金の交付を決定し、賞賜金を交付する。

(申請の内容変更等)

第7条 交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたとき又は対象大会に出場しなくなったときは、速やかに芸術文化振興賞賜金変更・中止届(様式第2号)に関係書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(交付決定の取り消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第6条

の規定による交付決定の全部又は一部を取り消す。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請の内容等に虚偽の事項があったとき。
- (3) 対象大会に出場しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により賞賜金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に賞賜金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、芸術文化振興賞賜金交付取扱要領(昭和55年9月9日制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年3月31日までは、要綱第2条の対象者は、総合支所の所管区域を除く者とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の芸術文化振興賞賜金交付要綱に基づき交付を決定した賞賜金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現存するものは、なお使用することができる。